

介護報酬体系の見直しについて

平成14年7月1日
社会保障審議会介護給付費分科会

当分科会としては、別添の介護報酬体系の見直し案をもとに、電算システム用コード案の準備を始めることについては、了承することとする。

平成15年度の介護報酬の見直しの検討は、この体系に基づいて行うこととなるが、介護保険施行後3年目になる現時点において、在宅重視の理念の実現やサービスの質の向上に向けた取組みが必要になってきており、報酬体系についても、実態を見極め、保険財政への影響に配慮しつつ、さらなる議論を続けていくことが必要である。特に、以下の点について付言する。

- ・ 3級の訪問介護員については、2級以上への移行を進めるとともに、介護保険としての評価については、将来的には2級以上とする方向で検討すること。
- ・ 居宅介護支援の報酬体系については、質の向上につながるよう、実態を踏まえ、引き続き検討すること。
- ・ 介護報酬設定における人員配置の評価の在り方について引き続き検討するとともに、重度療養管理については、十分な議論を行う必要があること。

なお、介護と医療の役割分担、施設サービスと居宅サービスの体系の在り方、保険料等の在り方など制度面の検討の必要も生じてきており、介護報酬の見直しも制度の在り方と関連する面もあることから、関係者を含めた制度見直しの議論を進めるべきである。

介護報酬体系の見直し案

	現 行	改 正 案
1 訪問介護費		
イ 身体介護が中心である場合		
(1) 所要時間 30分未満の場合	210 単位	○○単位
(2) 所要時間 30分以上1時間未満の場合	402 単位	○○単位
(3) 所要時間 1時間以上の場合	584 単位に 30分を増す ごとに 219 単位を加算	○○単位
		※ (1)～(3)に引き続き 30分以上の生活支援が中心である指定訪問介護を行ったときは、30分を増すごとに○○単位を加算
ロ 家事援助が中心である場合		
(1) 所要時間 30分以上1時間未満の場合	153 単位	○○単位
(2) 所要時間 1時間以上の場合	222 単位に 30分を増す ごとに 83 単位を加算	○○単位に 30分を増す ごとに○○単位を加算
ハ 身体介護及び家事援助がそれぞれ同程度行わられる場合		
(1) 所要時間 30分以上1時間未満の場合	278 単位	○○単位
(2) 所要時間 1時間以上の場合	403 単位に 30分を増す ごとに 151 単位を加算	○○単位に 30分を増す ごとに○○単位を加算
		※ 所要時間 1時間以上1時間 30分未満の身体介護及び家事援助がそれぞれ同程度行わられる指定訪問介護が中心である指定訪問介護を行ったときは、584 単位に 30分を増すごとに 83 単位を加算
		※ 所要時間 1時間以上1時間 30分未満の身体介護及び家事援助がそれぞれ同程度行わられる指定訪問介護に引き続き家事援助が中心である指定訪問介護を行ったときは、403 単位に 30分を増すごとに 83 単位を加算

ハ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合(1回につき) ※ 訪問介護員等が、通院等のため、利用者に対して、自らの運転する車両への乗車・降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前・降車後の屋内外における移動等の介助、通院・外出先での受診等の手続きや移動等の介助を行った場合に算定	○○単位
※ イ、ロ及びハについては、3級訪問介護員が指定訪問介護を行う場合は、当分の間、所定単位数の100分の100分の○○に相当する単位数を算定	

2 居宅療養管理指導費	
イ 医師又は歯科医師が行う場合(1月に1回を限度)	940 単位
(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ)	○○単位
(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ)	○○単位
ロ 薬剤師が行う場合(1月に2回を限度)	550 単位
(1) 医療機関の薬剤師の場合(1月に2回を限度)	○○単位
(2) 薬局の薬剤師の場合(1月に4回を限度)	○○単位
二 歯科衛生士等が行う場合(1月に4回を限度)	500 単位
(1) 初回の場合	○○単位
(2) 2回目以降の場合	○○単位

3 通所介護費

3 通所介護費

※ 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の指定通所介護を行つた後に引き続き日常生活上の世話をを行う場合は、8 時間を超えて 1 時間に 2 時間を限度として所定単位数を増すごとに○○単位を 1 日に 2 時間を限度として所定単位数に加算

4 通所リハビリテーション費

イ 通所リハビリテーション費(I)

- (1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合
(一) 要支援
(二) 要介護 1 又は要介護 2
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5
(2) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合
(一) 要支援
(二) 要介護 1 又は要介護 2
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5
(3) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合
(一) 要支援
(二) 要介護 1 又は要介護 2
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5

※ 通常規模の医療機関において算定

ロ 通所リハビリテーション費(II)

- (1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合
(一) 要支援
(二) 要介護 1 又は要介護 2
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5
(2) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合
(一) 要支援
(二) 要介護 1 又は要介護 2
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5

※ 病院、診療所及び介護老人保健施設において算定

4 通所リハビリテーション費

- (1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合
(一) 要支援
(二) 要介護 1 又は要介護 2
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5
(2) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合
(一) 要支援
(二) 要介護 1 又は要介護 2
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5
(3) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合
(一) 要支援
(二) 要介護 1 又は要介護 2
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5

※ 病院、診療所及び介護老人保健施設において算定

331 単位	387 単位	532 単位
490 单位	575 单位	789 単位
661 单位	774 单位	1,063 单位

333 単位	390 单位	535 单位
480 单位	562 单位	772 单位

(3) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合

- (一) 要支援 665 単位
- (二) 要介護 1 又は要介護 2 779 単位
- (三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 1,070 単位

※ 小規模の診療所において算定

ハ 通所リハビリテーション費(Ⅲ)

- (1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合
 - (一) 要支援 324 単位
 - (二) 要介護 1 又は要介護 2 379 単位
 - (三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 521 単位
- (2) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合
 - (一) 要支援 463 単位
 - (二) 要介護 1 又は要介護 2 542 単位
 - (三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 744 単位
- (3) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合
 - (一) 要支援 648 単位
 - (二) 要介護 1 又は要介護 2 758 単位
 - (三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 1,041 単位

※ 介護老人保健施設において算定

※ 1 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の指定通所リハビリテーションを行った後に引き続き日常生活上の世話をを行う場合は、8 時間を超える 1 時間又はその端数を増すごとに〇〇単位を 1 日に 2 時間を限度として所定単位数に加算

※ 2 リハビリテーションの必要性の高い利用者に対して、個別でのリハビリテーションを行った場合は、1 日に 1 回を限度として〇〇単位を所定単位数に加算

5 短期入所生活介護費(1日につき)

イ 単独型短期入所生活介護費

5 短期入所生活介護費(1日につき)

イ 単独型短期入所生活介護費 (現行通り)

口 単独・居住福祉型短期入所生活介護費

(1) 単独・居住福祉型短期入所生活介護費(Ⅰ)

- (一) 要支援
- (二) 要介護 1
- (三) 要介護 2
- (四) 要介護 3
- (五) 要介護 4
- (六) 要介護 5

(2) 単独・居住福祉型短期入所生活介護費(Ⅱ)

- (一) 要支援
- (二) 要介護 1
- (三) 要介護 2
- (四) 要介護 3
- (五) 要介護 4
- (六) 要介護 5

(3) 単独・居住福祉型短期入所生活介護費(Ⅲ)

- (一) 要支援
- (二) 要介護 1
- (三) 要介護 2
- (四) 要介護 3
- (五) 要介護 4
- (六) 要介護 5

※ 口については、単独型の短期入所生活介護事業所において、個室
・ユニットの居室の利用者について算定

口 併設型短期入所生活介護費

ハ 併設型短期入所生活介護費
(現行通り)

二 併設・居住福祉型短期入所生活介護費
(1) 併設・居住福祉型短期入所生活介護費(Ⅰ)

- (1) 要支援 ○○単位
- (2) 要介護 1 ○○単位
- (3) 要介護 2 ○○単位
- (4) 要介護 3 ○○単位
- (5) 要介護 4 ○○単位
- (6) 要介護 5 ○○単位

(2) 併設・居住福祉型短期入所生活介護費(Ⅱ)

- (1) 要支援 ○○単位
- (2) 要介護 1 ○○単位
- (3) 要介護 2 ○○単位
- (4) 要介護 3 ○○単位
- (5) 要介護 4 ○○単位
- (6) 要介護 5 ○○単位

(3) 併設・居住福祉型短期入所生活介護費(Ⅲ)

- (1) 要支援 ○○単位
- (2) 要介護 1 ○○単位
- (3) 要介護 2 ○○単位
- (4) 要介護 3 ○○単位
- (5) 要介護 4 ○○単位
- (6) 要介護 5 ○○単位

※ 二については、居住福祉型介護福祉施設サービス費を算定する介護老人福祉施設に併設される短期入所生活介護事業所において、個室・ユニットの居室の利用者について算定

6 短期入所療養介護費

6 短期入所療養介護費

口 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)

(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(1)

- a 要支援 1,331 単位
- b 要介護 1 1,359 単位
- c 要介護 2 1,405 単位
- d 要介護 3 1,451 単位
- e 要介護 4 1,497 単位
- f 要介護 5 1,543 単位

※1 看護職員 6:1 以上、介護職員 3:1 以上
※2 平成 15 年 3 月 31 日までの間に限り算定

注 4 ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) ※ 看護職員 30:1 以上(最低 2 人以上)

1 人当たり月平均夜勤時間数 64 時間以下

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

二 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 痴呆疾患型短期入所療養介護費(1日につき)

- #### (四) 痴呆疾患型短期入所療養介護費(IV)
- a 要支援 1,186 単位
 - b 要介護 1 1,210 単位
 - c 要介護 2 1,249 単位
 - d 要介護 3 1,288 単位

口 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)

(一) (削除)

- 単位
- 単位
- 単位
- 単位

ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

(2) 特定診療費 ※ 重度療養管理(1日につき)

二 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 痴呆疾患型短期入所療養介護費(1日につき)

(四) (削除)

e 要介護 4
f 要介護 5
※ 看護職員 6:1 以上、介護職員 8:1 以上

1,327 単位
1,366 単位

※ 介護力強化病院における短期入所療養介護費

へ 介護力強化病院は法律上、平成 15 年 3 月 31 日までの経過措置

(2) 特定診療費
※ 重度療養管理（1 日につき）

痴呆対応型共同生活介護費

○○単位

7 痴呆対応型共同生活介護費

※ 夜勤体制を取っているものとして都道府県知事に届け出た共同生活住居の利用者については、1 日につき○○単位を加算

○○単位

8 居宅介護支援費（1 月につき）

8 居宅介護支援費（1 月につき）

イ 要支援
要介護 1 又は要介護 2
ロ 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5
ハ

650 単位
720 単位
840 単位

9 介護福祉施設サービス

9 介護福祉施設サービス

イ 介護福祉施設サービス費（1日につき）

イ 介護福祉施設サービス費（1日につき） (現行通り)

ロ 居住福祉型介護福祉施設サービス費

(1) 及び(2)に掲げる単位数に、保険料段階が第1段階の者は○○単位を加え、第2段階の者は○○単位を加えた単位数
※ 個室・ユニット部分に対して建築時に施設整備費補助金が交付されている場合は、低所得者対策の対象にならない。

(1) 居住福祉型介護福祉施設サービス費

(一) 居住福祉型介護福祉施設サービス費(I)

- a 要介護1 ○○単位
- b 要介護2 ○○単位
- c 要介護3 ○○単位
- d 要介護4 ○○単位
- e 要介護5 ○○単位

(二) 居住福祉型介護福祉施設サービス費(II)

- a 要介護1 ○○単位
- b 要介護2 ○○単位
- c 要介護3 ○○単位
- d 要介護4 ○○単位
- e 要介護5 ○○単位

(三) 居住福祉型介護福祉施設サービス費(III)

- a 要介護1 ○○単位
 - b 要介護2 ○○単位
 - c 要介護3 ○○単位
 - d 要介護4 ○○単位
 - e 要介護5 ○○単位
- (2) 小規模居住福祉型介護福祉施設サービス費
- (一) 小規模居住福祉型介護福祉施設サービス費(I)
- a 要介護1 ○○単位
 - b 要介護2 ○○単位
 - c 要介護3 ○○単位

- d 要介護 4
e 要介護 5
- (二) 小規模居住福祉型介護福祉施設施設サービス費(II)
- a 要介護 1
 - b 要介護 2
 - c 要介護 3
 - d 要介護 4
 - e 要介護 5

- (三) 小規模居住福祉型介護福祉施設施設サービス費(III)
- a 要介護 1
 - b 要介護 2
 - c 要介護 3
 - d 要介護 4
 - e 要介護 5
- ※ 口については、個室・ユニット部分が居室の3割を超える施設において、個室・ユニットの居室の入所者について算定ただし、平成13年度以前に個室・ユニット部分を建築した既存の施設については、イも選択可

口 旧措置入所者介護福祉施設サービス費

- ハ 旧措置入所者介護福祉施設サービス費
- ※ 旧措置入所者について、平成17年3月31日まで適用

- 二 旧措置入所者介護福祉施設サービス費
- (1) 及び(2)に掲げる単位数に、保険料段階が第1段階の者は○○単位を加え、第2段階の者は○○単位をえた単位数
- ※ 個室・ユニット部分に対して建築時に施設整備費補助金が交付されている場合は、低所得者対策の対象にならない。

- (1) 旧措置入所者居住福祉型介護福祉施設サービス費
- (一) 旧措置入所者居住福祉型介護福祉施設サービス費(I)
- a 要介護状態以外又は要介護 1
 - b 要介護 2 又は要介護 3
 - c 要介護 4 又は要介護 5
- (二) 旧措置入所者居住福祉型介護福祉施設サービス費(II)
- a 要介護状態以外又は要介護 1

- b 要介護 2 又は要介護 3 ○○単位
 c 要介護 4 又は要介護 5 ○○単位
- (三) 旧措置入所者居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅲ)
 a 要介護状態以外又は要介護 1 ○○単位
 b 要介護 2 又は要介護 3 ○○単位
 c 要介護 4 又は要介護 5 ○○単位
- (2) 旧措置入所者小規模居住福祉型介護福祉施設サービス費(I)
 a 旧措置入所者小規模居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)
 b 旧措置入所者小規模居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)
 c 旧措置入所者小規模居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)
- (一) 旧措置入所者小規模居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)
 a 要介護 2 又は要介護 1 ○○単位
 b 要介護 2 又は要介護 3 ○○単位
 c 要介護 4 又は要介護 5 ○○単位
- (2) 旧措置入所者小規模居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅱ)
 a 要介護状態以外又は要介護 1 ○○単位
 b 要介護 2 又は要介護 3 ○○単位
 c 要介護 4 又は要介護 5 ○○単位
- (三) 旧措置入所者小規模居住福祉型介護福祉施設サービス費(Ⅲ)
 a 要介護状態以外又は要介護 1 ○○単位
 b 要介護 2 又は要介護 3 ○○単位
 c 要介護 4 又は要介護 5 ○○単位
- ※ 1 二については、個室・ユニット部分が居室の3割を超える施設において、個室・ユニットの居室の入所者について算定
 ただし、平成13年度以前に個室・ユニット部分を建築した既存の施設については、ハも選択可
- ※ 2 旧措置入所者について、平成17年3月31日まで適用
- ヘ 退所時等相談援助加算
- (2) 退所時相談援助加算 ○○単位
 ※ 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ、
 市町村及び老人介護支援センターに対する必要な情報提供した場合
- (3) 退所前連携加算 ○○単位
 ※ 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報交換した場合

二 退所時等相談援助加算

- (2) 退所時相談援助加算 570単位
 ※ 入所者及びその家族等に対して退所後の相談援助を行い、かつ、
 市町村及び老人介護支援センターに対する必要な情報提供した場合
- (3) 退所前連携加算 ○○単位
 ※ 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報交換した場合

10 介護保健施設サービス

- ハ 退所時指導等加算
(1) 退所時等指導加算

- (二) 退所時指導加算 1,070 単位
※ 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行つた場合(退所後の主治医が明らかである場合は、当該主治医に対して診療情報を提供した場合は、利用を希望する居宅介護支援事業者がいる場合は、当該居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供了した場合に限る。)
- (二) 退所時指導加算 ○○単位
※ 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行つた場合
- (三) 退所時診療情報提供加算 ○○単位
※ 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合
- (四) 退所前連携加算 ○○単位
※ 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報交換した場合

10 介護保健施設サービス

- ハ 退所時指導等加算
(1) 退所時等指導加算

- (二) 退所時指導加算 1,070 単位
※ 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行つた場合(退所後の主治医が明らかである場合は、当該主治医に対して診療情報を提供した場合は、利用を希望する居宅介護支援事業者がいる場合は、当該居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供了した場合に限る。)
- (二) 退所時指導加算 ○○単位
※ 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行つた場合
- (三) 退所時診療情報提供加算 ○○単位
※ 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合
- (四) 退所前連携加算 ○○単位
※ 居宅介護支援事業者と退所前から連携し、情報交換した場合

11 介護療養施設サービス

- イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
(1) 療養型介護療養施設サービス費(1日につき)

(一) 療養型介護療養施設サービス費(1)

(削除)

(削除)

- 1,193 単位
1,239 単位
1,285 単位
1,331 単位
1,377 単位

- ※1 看護職員 6:1 以上、介護職員 3:1 以上
※2 平成 15 年 3 月 31 日までの間に限り算定

- 注 4 ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ)
※ 看護職員 30:1 以上(最低 2 人以上)
1 人当たり月平均夜勤時間数 64 時間以下

- 5 単位
(削除)

(3) 退院時指導等加算

(3) 退院時指導等加算

- 1,070 単位

b 退院時指導加算
※ 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 (退院後の主治医が明らかである場合は、当該主治医に対して診療支援情報を提供した場合は、当該居宅介護支援事業者がいる場合は、当該居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供した場合に限る。)

c 退院時診療情報提供加算
※ 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合

d 退院前連携加算
※ 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報交換した場合

(4) 特定診療費
※ 重度療養管理（1日につき）

□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

(3) 退院時指導等加算
(一) 退院時等指導加算

1,070 単位

b 退院時指導加算
※ 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 (退院後の主治医が明らかである場合は、当該主治医に対して診療情報を提供した場合は、当該居宅介護支援事業者がいる場合は、当該居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供した場合に限る。)

c 退院時診療情報提供加算
※ 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合

d 退院前連携加算
※ 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報交換した場合

(4) 特定診療費
※ 重度療養管理（1日につき）

ハ 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 痴呆疾患型介護療養施設サービス費（1日につき）

(四) 痴呆疾患型介護療養施設サービス費(IV)

- a 要介護 1 1,044 単位
- b 要介護 2 1,083 単位
- c 要介護 3 1,122 単位
- d 要介護 4 1,161 単位
- e 要介護 5 1,200 単位

※ 看護職員 6:1 以上、介護職員 8:1 以上

(3) 退院時指導等加算

(一) 退院時等指導加算

b 退院時指導加算

1,070 単位
※ 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合(退院後の主治医が明らかである場合は、当該主治医に対して診療情報を提供した場合は、当該居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供した場合に限る。)

(3) 退院時指導等加算
(一) 退院時等指導加算

b 退院時指導加算

○○単位
※ 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合

c 退院時診療情報提供加算
※ 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合

d 退院前連携加算

○○単位
※ 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報交換した場合

(4) 特定診療費
※ 重度療養管理（1日につき）

(削除)

ハ 老人性痴呆疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 痴呆疾患型介護療養施設サービス費（1日につき）

(四) 痴呆疾患型介護療養施設サービス費(IV)

(1) 痴呆疾患型介護療養施設サービス費（1日につき）

(削除)

○○単位
※ 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合

○○単位
※ 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合

○○単位
※ 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合

○○単位
※ 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合

二 介護力強化病棟を有する病院における介護療養施設サービス
※ 介護力強化病棟は法律上、平成 15 年 3 月 31 日までの経過措置



第7回社会保障審議会	資料1-4
平成14年7月26日	

厚生労働省発老第0701001号
平成14年7月1日

社会保障審議会

会長 貝塚 啓明 殿

厚生労働大臣 坂口 力

諮詢書

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準並びに指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正を別添のとおり行うことについて、介護保険法（平成9年法律第123号）第88条第3項、第97条第4項及び第110条第3項の規定に基づき、貴会の意見を求める。

(別添)

指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設は、入所（入院）を待っている入所申込者（入院申込者）がいる場合には、それぞれ次の者を優先的に入所（入院）させるよう努めなければならないものとすること。

（1）指定介護老人福祉施設

介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者

（2）介護老人保健施設

医学的管理の下における介護及び機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者

（3）指定介護療養型医療施設

長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、指定介護療養施設サービスを受ける必要性が高いと認められる者



介分発第 1 号
平成 14 年 7 月 1 日

社会保障審議会

会長 貝塚 啓明 殿

介護給付費分科会

分科会長 西尾 勝

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準並びに指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正について（報告）

平成 14 年 7 月 1 日厚生労働省発老第 0701001 号をもって社会保障審議会に諮問のあった標記については、本分科会は審議の結果、次のとおりの結論を得たので報告する。

諮問案のとおり了承する。

なお、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設については、入所（入院）が透明かつ公平に行われるようすべきであり、特に入所希望者が多い指定介護老人福祉施設については、具体的な指針の作成・公表など所要の方策に関するガイドラインを示すべきである。

写

社保審発第 3 号
平成 14 年 7 月 1 日

厚生労働大臣

坂口 力 殿

社会保障審議会

会長 貝塚 啓明

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準並びに指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正について（答申）

平成 14 年 7 月 1 日厚生労働省発老第 0701001 号をもって諮問のあった標記については、諮問案のとおり了承する。

なお、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設については、入所（入院）が透明かつ公平に行われるようすべきであり、特に入所希望者が多い指定介護老人福祉施設については、具体的な指針の作成・公表など所要の方策に関するガイドラインを示すべきである。